

柱1 心をつなぐ地域づくり

～先ずは知り合い～

第4次計画の振り返り

第4次計画では「隣近所に困ったときに相談し助け合える人がいる割合」を成果指標とし、令和8年度に60%となることを目標に掲げました。しかし令和7年度の実績値は34.7%にとどまり、計画策定時（令和元年度・41.0%）から低下しました。

市の事業（公助）については、各年度おおむね「A評価（順調に実施）」であり、着実に取り組みを進めてきました。一方で、成果指標である市民の意識・行動は伸び悩む結果となりました。

この背景には、ライフスタイルの多様化により近所の人と接する機会が減少していることや、近所以外にも相談できるつながりを持つという価値観の広がりがあると考えられます。

一方で、災害や緊急時における地域の助け合いの重要性は変わりません。そこで第5次計画では、「相談・助け合い」に限らず、日頃から世間話ができる程度の関係性も支え合いの基盤として重視し、成果指標を見直します。

第4次計画の成果指標の推移

指標名	令和元年度	令和7年度	目標 (令和8年度)
隣近所に困ったときに相談し助け合える人がいる割合	41.0%	34.7%	60.0%

第5次計画の成果指標

指標名	実績値	目標値
日頃から世間話ができる以上の関係性の人が隣近所にいる市民の割合	54.6% (令和7年度)	71.0% (令和14年度)

※第5次船橋市地域福祉計画のためのアンケート調査結果より
※実績値・目標値共に、指標の見直しに伴い再設定しています。

1 人と人がふれあう環境の創造

現状と課題

地域にはさまざまな人が暮らしており、個人のライフスタイルや価値観の多様化等を背景に、地域における人と人とのつながりの希薄化や社会的な孤立が進み、相互扶助機能の低下が懸念されています。アンケート調査では、「ほとんど近所づきあいはない」と回答した市民が20.9%と令和元年度調査（14.3%）から増加しました。その理由として「仕事等で忙しく時間がない」、「生活時間が異なり接する機会がない」が上位にあげられ、人と人とのつながりの希薄化がうかがえます。

一方で、地域の問題について「行政と住民が協力して、解決方法を考えていきたい」と考える市民は58.8%に上っています。また、社会的孤立やひきこもり等に対して地域ができることとしても「あいさつや声かけ」が39.5%と最も多く挙げられました。

行政が一方的に役割を担うだけでなく、住民一人ひとりが日頃から周りの人を気にかける意識を持ち、地域における人と人とのつながりをセーフティネットとして大切に育むことが求められます。

また、行政に取り組んでほしい施策として、法人の37.1%、団体の22.1%が「ボランティアや福祉に関する教育・体験」を求めています。市民が福祉への理解を深められるよう、学校や地域における学習や体験の機会をさらに充実させていく必要があります。

めざすべき姿

- 学校や地域での学びや体験を通して福祉への理解を深め、社会にある様々な壁をなくしていける優しい心を持ち、互いに育み合えるようにします。
- 地域に暮らす市民一人ひとりが、日頃の挨拶や声かけなど、周りの人を気にかける意識を持って地域に目を向け、何ができるのかを考え、認識できるようにします。
- 地域における人と人とのつながりを大切なセーフティネットとして育み、誰もが孤立することなく安心して暮らせるようにします。
- 地域が抱える問題について、行政と住民が力を合わせ、ともに解決方法を考えて協力して助け合えるようにします。

体制（役割分担と実施内容）

自助 (市民ができること)	共助・互助 (地域全体で取り組むこと)	公助 (行政等ができること)
・挨拶や声かけ等、日頃から周りの人を気にかける意識を大切にしながら、地域の人と温かいコミュニケーションをとります。 ・隣近所のお付き合いを大切にしながら、お互いを見守り合えるつながりをもちます。 ・福祉への理解を深められるよう、学校や地域での福祉学習の機会に積極的に参加します。 ・行政とともに協力して地域の問題の解決方法を考えていけるよう、市民活動やボランティア活動に積極的に参加します。 ・地域の一員として、日頃からつながりの希薄化や社会的な孤立などの課題に目を向け、身近でどんな人が困っているのか等関心を持ちます。	・地域に住む誰もが福祉の担い手であり受け手となる地域福祉という考え方が身近に感じられるような、地域に密着した福祉活動を展開します。 ・体験の機会をさらに充実させながら、学校、地域において気づきや福祉への関りを考えることに繋がる福祉教育を推進します。 ・孤立などの地域の問題について、行政と住民が協力して解決方法を考えていけるよう、地域の課題解決に向け、地域の活動団体間で積極的に交流・情報共有します。 ・日頃から周りの人を気にかける意識をもち、挨拶や声かけなどを通して地域の問題に目を向け、住み良い地域づくりに心がけます。 ・多くの人が福祉への理解を深め、参加への一歩を踏み出せるよう、ボランティア活動や福祉の体験に関する情報を広く周知します。	・広報紙やホームページ等の多様な媒体を活用し、日頃からの挨拶や声かけなど、住民一人ひとりが周りの人を気にかける福祉意識の醸成に努めます。 ・学校や地域における学習や体験を中心とした福祉教育を推進し、学習機会のさらなる充実に努めます。 ・地域における人と人とのつながりがセーフティネットとして機能するよう、地域に密着した福祉活動を展開する団体やボランティア活動への支援・環境づくりを進め、福祉人材の育成を図ります。 ・社会的孤立やつながりの希薄化などの地域の問題について、行政と住民が協力して解決方法を考えていけるよう、地域の活動団体間の交流や情報共有の基盤を整備・支援します。

① 福祉に対する意識の醸成・福祉人材の育成

地域福祉についての周知、啓発に取り組むとともに、福祉活動のきっかけづくりを行い、福祉に対する意識の醸成を図ります。また、地域住民の身近な地域活動やボランティアへの参加につながる環境づくりを進め、福祉人材の育成に努めます。

以下、各基本施策毎に、基本施策を実施していくための具体的な取り組みとして、特にイメージしやすい事業例を掲載します。

具体的な事業例

	個別事業例	内容	担当部局
1	福祉読本配布事業補助金	社会福祉協議会が、福祉教育の推進を図ることを目的として、おおむね小学校中学年以上の児童を対象に、福祉をわかりやすく学ぶための「福祉読本」を作成及び配布する事業に対し、その事業に要する経費の一部を補助する。	地域福祉課
2	社会福祉協議会活動促進事業補助金	地区社会福祉協議会が、地域住民の福祉活動の活性化を図ることを目的として実施する、地域福祉まつりやボランティア育成、子育てサロンなどの事業に対し、その事業に要する経費の一部を補助する。	地域福祉課
3	地域コーディネーター支援事業補助金	地区社会福祉協議会が、地域課題及びニーズの発見並びに地域資源を活用した解決を支援することを目的として実施する、地域コーディネーターの配置及びスキルアップのための研修事業に要する経費の一部を補助する。	地域福祉課

② 地域における支え合いの促進

各分野で活動する個人や団体等の多様なつながりを促進するための支援をはじめ、団体の立ち上げや活動の支援に取り組みます。

具体的な事業例

	個別事業例	内容	担当部局
4	地域福祉支援員の配置	地域が主体的に取り組む福祉活動を側面から支援する「地域福祉支援員」を配置し、市民活動の活性化を図ることで「共助社会の構築」を目指す。日常生活のちょっとした困りごとへの手助けや、家事援助を地域住民同士の手で行う「助け合い活動」が市内に普及するように、「助け合い活動立ち上げマニュアル」の配布、相談、助言、情報提供等を行う出前講座を開催する。 また、平成27年度からは、地区社会福祉協議会に配置する「生活支援コーディネーター」への支援を実施し、生活支援サービスの充足を図っている。	地域福祉課
5	生活支援体制づくり推進事業	高齢者の生活支援サービス等の充実に向け、地域での生活支援の担い手となるボランティア等を養成・発掘し、さらにそのネットワーク化を行う生活支援コーディネーターを配置することで、地域における生活支援体制を構築する。	地域福祉課
6	地域福祉活動助成金	船橋市福祉基金の運用から生じる収益等を活用し、市民活動団体が行う地域福祉活動に要する費用の一部を助成することにより、地域福祉を推進する。	地域福祉課

2 相互理解の促進

現状と課題

地域には、高齢者、障害のある人、子育て中の人、外国人住民など、多様な背景を持つ人々が暮らしています。

アンケート調査では、多様な特性を持つ方々にとって地域が「安心して生活できる環境だと思わない」と回答した市民が29.3%に上っています。誰もが安心して暮らすためには、多様性や人権が尊重され、偏見や差別のない「心のバリアフリー」の意識を社会全体に浸透させることが必要となっています。

また、団体調査では、活動上の課題として「若い人と高齢者との交流が乏しい」と38.3%が回答しており、世代間の交流促進が求められています。加えて、増加する外国人住民が言葉や文化の違いを越え、地域で孤立することなく共生できる環境づくりも求められています。

地域福祉を推進するためには、すべての人が福祉の担い手にも受け手にもなるという意識のもと、多様な人々が互いの立場や価値観を理解し合い、共に生活し活躍できる環境づくりを進めていくことが大きな課題となっています。

こうした相互理解の観点は、動物への関わり方にも共通しており、動物が好きな人もそうでない人もお互いの立場を尊重し、ルールを守りながら地域で暮らすことで、住みよいまちづくりに繋がります。本市においては、犬猫等に関する相談・指導や、ガイドラインの策定などを通じて、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指しています。

めざすべき姿

- 市民の誰もが人権について考え、偏見や差別のない温かい心をみんなで育みながら、さまざまな立場の人たちが互いの違いを認め、尊重し合えるようにします。
- 地域の多様な人々が互いの立場や価値観を理解し合いつながることで、孤立することなく誰もが安心して共に暮らせるようにします。
- すべての人が福祉の支え手であり受け手であるという意識をもち、それぞれの立場や価値観を理解し合いながら、誰もが地域の中で自分らしく活躍し、助け合えるようにします。

体制（役割分担と実施内容）

自助 （市民ができること）

- ・地域に住む誰もが、日頃から周りの人を気にかける意識をもち、他人を理解したいわる気持ちを持ちます。
- ・人権についての理解を深めます。
- ・学校や地域における学習や体験の機会を通して、高齢者や障害のある人、子育て世帯、外国人住民等、異なる立場について理解を深めます。
- ・日頃からの挨拶や声かけを心がけ、外国人住民との交流の場に積極的に参加します。
- ・つながりの希薄化や社会的な孤立を防ぐため、お互いの異なる立場や多様な価値観を理解し、尊重し合います。
- ・動物が好きな人もそうでない人もお互いの立場を尊重します。

共助・互助 （地域全体で取り組むこと）

- ・心のバリアフリーについて地域住民の理解を深めます。
- ・地域の問題について行政と住民が協力して解決方法を考えていけるよう、さまざまな立場の地域住民が参加できる場や機会を設けます。
- ・学校や地域における学習や体験の機会をさらに充実させ、福祉への理解を深めるため、車いす体験や高齢者疑似体験等の機会を創ります。
- ・つながりの希薄化や孤立を防ぐため、日頃から周りの人を気にかける意識を高めながら、若い世代と高齢者、外国人住民などが気軽に交流し、つながれる場や機会を広げます。
- ・困りごとも含め地域の犬猫等に関する情報の収集・発信を行います。

公助 （行政等ができること）

- ・心のバリアフリーについて市民の理解を深めます。
- ・さまざまな広報媒体を活用し、充実していく福祉の学習や体験の機会など、高齢者や障害のある人、子育て世帯や外国人住民等を含めた市民に必要な情報を提供します。
- ・地域における日常的なつながりも大切にしながら、外国人住民が孤立することなく共に暮らせるよう、交流促進を図ります。
- ・つながりの希薄化などの問題に対し、行政と住民が協力して解決方法を考えて、すべての人が自分らしく活躍し、助け合える環境づくりや多文化共生を推進します。
- ・人権についての意識を広めます。
- ・地域の犬猫等を原因とする地域の困り事の相談やトラブル防止に向けて、必要な情報の収集・発信を行います。

① 人権・一人ひとりが多様性を認め合う心のバリアフリーについての意識啓発

すべての人が住み慣れた地域で、安心して暮らすために、多様な特性を持つ方々に対する偏見や理解不足から無意識に配慮を欠いてしまうことがなくなるよう、心の面でのバリアフリー化の普及啓発を推進します。

具体的な事業例

	個別事業例	内容	担当部局
7	人権啓発活動地方委託事業	人権尊重思想の普及高揚を図り、地域住民に人権問題に対する正しい認識を広めることにより、基本的人権の擁護に資することを目的とした人権啓発イベントを県から受託し、船橋地域人権啓発活動ネットワーク協議会として関係機関と連携し各年で開催する。	福祉政策課
8	福祉体験講座及び小学生福祉体験講座	一般市民及び小学生を対象に、身体障害について、障害のある人等による講話や、障害体験等を通して、障害のある人への理解と協力について学ぶ。	障害福祉課
9	障害者週間記念事業	「障害者週間」に合わせて、障害のある人の作品展やステージ公演を盛り込んだ行事を開催し、障害や障害のある人への理解の促進を図る。	障害福祉課

② 外国人住民との交流促進

市民一人ひとりが、異文化などへの相互理解を深められるよう姉妹・友好都市交流をはじめとした市民主体の国際交流を推進します。

また、国籍等にかかわらず、地域に暮らすすべての人がそれぞれの違いを互いに尊重しながら理解し合い、地域社会の担い手として、共に助け合って活躍できるよう多文化共生を推進します。

具体的な事業例

	個別事業例	内容	担当部局
10	市民主体の国際交流	国際感覚を養うとともに、国際理解の促進を図るため、姉妹・友好都市との交流をはじめとした市民主体の国際交流活動を促進する。	国際交流課
11	多文化共生事業	外国人住民が安心して生活できるよう、やさしい日本語や多言語での情報提供と外国人住民が相談できる環境の整備を推進する。	国際交流課
12	帰国・外国人児童生徒に対する支援	帰国・外国人児童生徒の就学に伴い、日本語指導を必要とする児童生徒に対し日本語指導員・日本語指導協力員を派遣し、適応指導、日本語指導を実施する。	指導課

3 心をつなぐ仕組みづくり

重点施策

現状と課題

地域での交流を深めるためには、世代や属性を超えて気軽に集える場や、活動に参加するための情報が不可欠です。

アンケート調査では、地域で集まる場所が「足りていない」と感じる市民は37.2%に上り、そのうち58.6%が「多世代が交流できる居場所」、43.5%が「気軽に話し合いなどを行うことができる居場所」を求めています。

また、活動を活性化するために望ましい支援として「活動に関する情報の収集・発信」が28.2%と最も多く求められていますが、活動に関心があるものの情報を十分に「入手できていない」と感じる市民は68.3%に上っています。

このため、世代を超えて誰もが気軽に集い、交流できる居場所を地域に創出することが課題です。さらに、既存の活動への参加が難しい人に対しても、一人ひとりの興味や状況に合わせて社会とのつながりを持てる柔軟な支援の仕組みを整えとともに、必要な情報が的確に届くよう、多様な媒体を活用した情報発信を強化していく必要があります。

めざすべき姿

- 子供から高齢者まで、世代や属性を超えて誰もが気軽に集い、楽しく交流しながら、互いに知りあい、助け合う居場所を地域につくります。
- 地域のイベントへの参加だけでなく、これまでの活動への参加が難しかった人でも、一人ひとりの興味やその時の状況に合わせて、まずは無理なく人や地域とつながれるような仕組みを整え、自分のペースで社会とのつながりを持てるようにします。
- さまざまな方法を活用して情報発信を強め、必要な人に的確に届くよう工夫することで、誰もが地域の情報をしっかりと受け取り、自分に合う情報を得ることができるようにします。

体制（役割分担と実施内容）

自助 （市民ができること）

- ・世代を超えて誰もが気軽に集える居場所を大切にしながら、地域での仲間づくりや多世代間・地域間の交流の機会に積極的に参加します。
- ・一人ひとりの興味やその時の状況に合わせて無理なく社会とのつながりを持てるよう、地域や行政が開催するイベントや集まりに積極的に参加します。
- ・制度では解決できない地域の課題をみんなで共有していけるよう、積極的に福祉や活動に関する情報を取得し、活用します。
- ・気軽に話し合いや交流ができる居場所などにも目を向け、地域で過ごす時間を設けるよう工夫します。
- ・自分に必要な情報が的確に受け取れるよう、日頃から広報紙や回覧板・掲示板を丁寧に確認します。
- ・必要とする情報を十分に入手できるよう、メールやSNS、インターネットを使った情報に親しみ、仲間との交流にも活用します。

共助・互助 （地域全体で取り組むこと）

- ・制度だけでは解決できない課題をみんなで共有し、世代や属性、地域を超えて気軽に集える交流の機会を積極的に作ります。
- ・多世代が楽しく交流でき、気軽に話し合いなども行えるような、誰もが安心して集える居場所を作ります。
- ・活動に関心があっても情報が十分に届いていない方の声にも目を向け、地域の人がどのような交流や居場所を求めているかを把握します。
- ・行政と地域がしっかり手を取り合い、力を合わせながら、協力して地域の問題を考えていけるイベントを開催します。
- ・既存の活動への参加が難しい人に対しても、趣味を通じて、一人ひとりの興味や状況に合わせて社会とのつながりを持てるような絆のきっかけづくりをします。
- ・必要とする人へ情報が的確に届くよう、多様な方法を活用して、地域の活動や交流の場の情報を工夫して発信します。

公助 （行政等ができること）

- ・制度だけでは解決できない地域の課題を住民と共有し、多世代が気軽に話し合いながら交流できる、世代や立場、地域を超えた居場所を提供します。
- ・既存の活動への参加が難しい方でも、一人ひとりの興味やその時の状況に合わせて柔軟に社会とつながれるよう、地域コーディネーターの活動を支援します。
- ・地域で集まる場所が足りないという声を受け止め、誰もが自分のペースで集まれるような、市民が参加しやすい楽しい場づくりを行います。
- ・町会・自治会等によるコミュニティ活動を支援します。
- ・活動に関心があるのに情報が十分に届いていない方へ的確に届けられることができるよう、活動に関する情報の収集を進め、広報紙の内容の一層の充実を図ります。
- ・必要な情報が的確に届くよう、多様なツールを組み合わせながら、メールやSNS、インターネットによる情報提供を拡充します。
- ・情報を手に入れることが難しいと感じている住民の視点に立ち、一人ひとりの興味や状況に合わせて届くよう、さまざまな情報の受け手を想定した情報発信の仕方を検討します。

① 地域住民等が集う拠点づくり

地域における福祉の活動拠点について、より多くの人が利用できるようソフト面・ハード面ともに充実を図ります。

具体的な事業例

	個別事業例	内容	担当部局
13	社会福祉協議会地域介護予防活動支援事業補助金	①ふれあい・いきいきサロン事業 比較的元気でありながら、家に閉じこもりがちな高齢者の交流の場、仲間づくりの場としてレクリエーション等を実施する地区社会福祉協議会に対し、事業の経費の一部を助成することで、地域住民の手による地域福祉活動を推進する。 ②ミニデイサービス 自力で会場に来ることのできるひとり暮らしや日中一人になる高齢者で介護保険認定外の方を対象に、レクリエーション等を実施する地区社会福祉協議会に対し、事業の経費の一部を助成することで、地域住民の手による地域福祉活動を推進する。	地域福祉課
14	地域子育て支援拠点事業	乳幼児を対象とする子育て支援センター、18歳未満の児童を対象とする児童ホームを「地域子育て支援拠点」とし、子育て家庭に対してアドバイスや情報提供を行うとともに、保護者同士の交流の機会や乳幼児の遊びの場を提供することで、子育ての不安感や悩みを緩和し、こどもの健やかな育ちを支援する。 また、子育て支援センターには専門職を配置し相談・情報提供の充実を図る。	地域子育て支援課
15	地区社会福祉協議会活動拠点整備事業補助金	地区社会福祉協議会の活動拠点として地域の空き店舗等を借り上げた際に、借上げ料等を補助する。 また、町会・自治会館等を借りて事業を実施した際にかかる会場使用料を補助することで、より多くの人がサロンや体操等の事業に参加しやすい環境を作る。	地域福祉課
16	こども食堂への支援	地域や民間団体の自主的な取り組みにより運営されているこども食堂によるこどもの居場所づくりの活動支援を行う。	こども家庭センター

② 地域交流事業の促進

地域間や世代間での交流の機会を促進するとともに、地域活動やボランティア活動に参加するきっかけづくりに努めます。

具体的な事業例

	個別事業例	内容	担当部局
(2) 再掲	社会福祉協議会活動 促進事業補助金	地区社会福祉協議会が、地域住民の福祉活動の活性化を図ることを目的として実施する、地域福祉まつりやボランティア育成、子育てサロンなどの事業に対し、その事業に要する経費の一部を補助する。	地域福祉課
17	ふなばし市民活動 フェア	地域へ第一歩を踏み出そうとする人たちに対して、地域活動やボランティア等さまざまな社会貢献活動に参画するきっかけの場を提供するイベントを実施する。	市民協働課
18	夏のボランティア体 験事業	主に夏休み期間中に、中学生・高校生・専門学校生・大学生を対象として、地域で活動を行う市民活動団体やボランティアグループの活動、また福祉施設等でのボランティア活動を実際に体験するイベント「地域に飛び出せ！！ふなばし夏のボランティア体験」を開催する。 このボランティア体験を通し、市民活動やボランティアを始めるきっかけとすることや、地域を支える大人たちと一緒に活動することで、生徒・学生たちに人と協力し合う大切さを実感してもらい、ふれあいにみちたコミュニティの育成につなげる。	市民協働課

③ 地域情報等の発信

誰が必要とする情報を容易に入手できるよう、多様な方法による情報提供を行うとともに、高齢者や障害のある人、子育て世帯等、今後サービス利用が見込まれる人にも配慮した、福祉・保健・医療に関する総合的な情報の提供に努めます。

具体的な事業例

	個別事業例	内容	担当部局
19	ふなばし市民力発見サイトの運営	市内でさまざまな知識や技能を持つ、または公益的な活動を行う個人と団体の情報をインターネット上に集約し、市民に広く公開することで、つながりを生み出し、市民力の活性化を目指す「ふなばし市民力発見サイト」の管理・運営を行う。	市民協働課
20	ホームページ等による子育て情報の提供	市内の子育て関連情報がいつでも分かりやすく検索できる子育て応援・情報サイト「ふなっこナビ」や、出産予定日やこどもの生年月日等に応じた情報が届く、妊娠・出産から子育てまでをフルサポートするスマートフォンアプリ「ふなっこアプリ」、あらかじめ登録している携帯電話やパソコンに、子育て支援に関する情報をメール配信する「ふなっ子メール」等により、子育て中の人の負担を軽減し孤立を防ぐために情報提供を行う。	こども政策課、地域子育て支援課
21	情報基盤整備事業	地域及び市民等への情報発信の基盤として、ふなばし情報メールを活用している。 メール及びLINEでの情報配信を実施しており、各課が運用するカテゴリにて情報提供を行っている。	デジタル行政推進課